

第42回板橋区資源環境審議会

平成27年3月27日(金)
板橋区役所9階 大会議室A

午前10時00分開会

○井上環境課長 それでは、おはようございます。本日は、委員の皆様方にはご多忙のところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。定刻でございますので、第42回板橋区資源環境審議会を開催させていただきます。

まず、開会に先立ちまして、新任委のご紹介をさせていただきます。環境省の人事異動に伴い、環境省総合環境政策局環境計画課長、大村様が委員に就任されました。よろしくお願いいたします。

○大村委員 皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

○井上環境課長 また、本日は3名の方がご欠席でございます。お名前だけ紹介させていただきます。千葉商科大学名誉教授審議会副会長でございます三橋様、板橋区商店街連合会副会長、依田様、東京あおば農業協同組合代表理事専務、櫻井様でございます。

それでは、資料のご確認をお願いいたします。

まず、1として次第がございます。2として委員名簿、これは机上にあるものでございます。3として、座席表ということで机上配付させていただいております。次第、委員名簿、座席表でございます。また、4番目としまして資料1、これは事前配付させていただきましたけれども、資料1、参考資料の1-1から1-4までです。事前配付させていただきました。板橋区環境基本計画（第三次）の策定に向けた中間のまとめ（案）でございます。次、資料2-1から2-3まで、これも事前配付させていただきましたけれども、板橋区環境教育推進プラン進捗状況報告でございます。資料2-1から2-3。続きまして、資料3-1から3-5まででございます。これも事前配付させていただきましたが、資源物の持ち去りに対する罰則規定についてでございます。

以上でございます。資料はおそろいでしょうか。不足がありましたら、事務局までお知らせいただきたいと思います。よろしいですか。

まず、本日、大西会長より、電車遅延により会場到着がおくれると連絡をいただいております。また、三橋副会長もご欠席との連絡をいただいておりますので、会長が到着するまでの間、審議会条例第5条第4項の規定に基づき、会長及び副会長がともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理することができるとの条項がございますので、大西会長よりご指名のありました平山委員に代理をお務めいただきたいと思います。平山委員、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、審議に入らせていただきます。平山委員、審議の進行をどうぞよろしくお願いいたします。

○平山委員 それでは、しばらく会長代理を務めさせていただきます。

それでは、第42回板橋区資源環境審議会を開会いたします。

本日は、次第にありますとおり、板橋区環境基本計画——第三次のものですが——その策定に向けた中間まとめに向けたご審議と、板橋区環境教育推進プラン進捗状況及び資源物の持ち去りに対する罰則規定についてご報告をいたしたいと思います。

それでは、事務局より1つ目の板橋区環境基本計画（第三次）の策定に向けた中間まとめについて、ご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○宮村環境戦略担当課長 では、私のほうから板橋区環境基本計画（第三次）の策定に向けた中間まとめ（案）につきましてご説明申し上げます。

まず、改めまして資料の確認のほうですけれども、先ほどご説明のありました資料1を基本的

には、このご説明のメインの資料とさせていただきます、参考資料1から4まで用意させていただいております。私の資料1の説明の中で、参考資料1-1から4まで触れさせていただければというふうに思っております。

なお、本日ご審議いただく中間まとめ（案）でございますけれども、ご審議の結果を踏まえまして、4月16日木曜日から5月8日金曜日まで3週間のパブリックコメントを行いまして、広く区民の方から意見を募集する予定でございます。よろしくお願いたします。

それでは資料1、板橋区環境基本計画（第三次）の策定に向けた中間まとめ（案）につきましてご説明をさせていただきます。長くなりますので着席して説明申し上げます。失礼します。

それでは、まず資料1の1ページをお開きください。資料1の1ページでございますけれども、板橋区環境基本計画（第三次）の策定目的をこちらのほうに記載させていただいております。従前までのいろんな説明をしてきた中で説明の中で新しく追加したものといたしましては、こちらの板橋区基本計画、板橋区環境基本計画、板橋区の動向、東京都の動向、国の動向という形で年表を記載しております。ことし27年度をこれから間もなく迎えますけれども、第三次の策定に向けてさらに進めていきたいというふうに考えております。

続きまして、2ページをお開きください。こちらは板橋区環境基本計画とはということで、現行の板橋区環境基本計画（第二次）の体系についてご説明を申し上げます。また、板橋区環境基本計画が板橋区の中でどういう計画として位置づけられているのかというのを記載しているものでございます。

また、右のページに移っていただきまして、3ページでございます。現行計画における課題等の整理ということで、現行計画の点検・評価の方法をこちらのほうに記載しております。この表の1の点検・評価の方法の中で、①各種調査項目と内容でございます。進行管理指標の調査、それから庁内施策調査、区民意識調査、これはアンケートでございます。本日、参考資料の1-2のほうに、このアンケート結果につきましてはご用意させていただいております。それから、区民検討会議、ワークショップでございます。参考資料の1-3でどのようなワークショップを開催したのか、どのようなご意見が出たのかということをごこちらのほうに記載してございます。それから、関係団体ヒアリングということで、こちら参考資料の1-4でございますけれども、事業者さんですとか環境活動団体における現状や課題、今後の連携・協働の可能性を把握するために行ったものでございます。対象といたしましては6団体の皆様のご協力をいただいたところでございます。それから、それらの点検・評価を実施をいたしまして、第二次の点検・評価に記載しているものでございます。

続きまして、4ページをお開きください。指標により進捗状況の把握・評価でございます。平成25年度までの各項目の達成状況につきましては、全15項目のうち目標値を達成しているものにつきましては100%以上、もしくは目標値に近づいている、達成率70%以上100%未満に該当するものについては4項目、目標値の達成までかなりの努力が必要と、達成率が0%以上70%未満に該当するものにつきましては6項目、基準年の数値を下回っているもの——達成率0%未満でございますが——これに該当するものとしたしましては5項目となっております。

具体的には、二酸化窒素——NO₂でございますけれども——環境基準達成率と浮遊粒子状物質——SPMでございますが——こちらのほうの環境基準の達成率の2つが該当しておりまして、区内の大気環境がおおむね良好な状態に推移しているということが言えるかと思っております。

一方、基準値の数値を下回っているものといたしましては、温室効果ガスの排出量ですとかリサイクル率が該当しておりまして、低炭素社会や循環型社会の実現までにまだ解決すべき課題が多く残っているというふうに捉えてございます。

右側のページにつきましては、前回の資源環境審議会のほうでご説明させていただきましたが、今回、25年度の数値データを追加してございます。後ほど総括した形の概略をご説明したいと思います。

6ページ以降が、その概略の部分でございます。これは5つの環境像ごとの評価及び課題と方向性という形でまとめたものでございます。

低炭素社会を実現するまちにおきましては、エネルギー消費量自体は減少しておりますけれども、原子力発電所の稼働停止等の影響によりまして、電気の排出係数が上昇しております。温室効果ガスの総排出量が大きくふえているといったような状況でございます。今後の方向性としたしましては、イベントにおける普及啓発活動ですとか、新エネ・省エネの設置機器の助成を行ってございますけれども、なお一層1人当たりのエネルギー消費量につきましても、こちらの7ページのところにグラフを載せてございますけれども、1人当たりのエネルギーの消費量は減ってございますけれども、そういった中で温室効果ガスはふえてしまっているというような状況ではございます。また、これから区内全域にもスマートメーターが導入されると思うんですが、こういったデータを活用した効果実証ですとか、あるいは環境以外のイベントでの周知が必要かというふうに考えてございます。また、事業所のほうのエネルギー対策につきましても、こちら事業業者さん向けの補助金という形で新エネ・省エネの補助金を設置してございますけれども、こういった取り組みとあわせてエネルギーコストの低減による経営安定化の観点からも省エネ対策が有効な取り組みでありまして、今後の積極的な情報提供や適切な助成支援を行っていきたいというふうに考えてございます。

続きまして、8ページをごらんください。こちらは循環型社会を実現するまちでございます。評価及び課題と方向性でございますが、区が収集するごみの量につきましては毎年減少は続けております。平成15年度の約13万3,000トンから、平成25年度には約11万3,000トンまで減ってございます。ごみの総排出量の目標値は、しかしながら達成できていないといったような状況です。なお、収集ごみ量の減少の要因としたしましては、平成8年から始まりました事業系ごみの全面有料化ですとか、資源分別回収の普及、景気の低迷等が考えられるというふうに考えてございます。一方、リサイクル率につきましても18%から19%前後の値でおおむね横ばいで推移しておりまして、現行計画の目標25%に対しましては、7%程度下回っている状況が続いているというような状況でございます。

また、8ページの下のところですが、現状の普及啓発を継続いたしまして、さらなるリサイクル率の向上につなげていきたいというふうに考えてございますが、今回、平成26年10月のアンケートでございますが、この中では、リサイクル推進のため、ごみや資源の分別をしているということについて、いつも行っているというふうに回答した区民の方が9割を占めてございます。そちらと結果の乖離がございますので、なお一層の普及啓発に力を入れていく必要があるというふうに考えてございます。

右のページでございます。評価及び今後の方向性でございます。家庭ごみにつきましては、リサイクル率の向上を図る試みといたしまして、可燃ごみに含まれる紙箱、紙袋などの雑紙をモデル回収いたしまして、平成26年度に開始しております。事業系ごみにつきましては、区内事業所が減少しているにもかかわらず、ごみの排出量は横ばいでございまして、排出時の指導などの取り組みの強化が必要というふうに考えてございます。また、高齢化、人口減少の局面を迎える中で、ごみ出し困難世帯という――高齢者の方々のお話になるかと思うんですが――に対するきめ細かな対応と収集体制の低コスト化の両立に向けて、今後対応をしていくことが必要であるというふうに考えてございます。

次の下のところの現行計画の施策体系におきましては、「発生抑制」と「再利用・再生利用」に区分されておりますけれども、「板橋かたつむり運動」につきましては3R、発生抑制と再利用、再生利用という形で一括で進めております。第三次計画では施策体系をこのように再構成していきたいというふうに考えてございます。

続きまして10ページをお開きください。健康に暮らせる生活環境が快適なまちでございます。大気汚染の関係がございまして、こちらの大気汚染物質については、常時測定を行ってございまして、二酸化窒素の濃度が全地点で環境基準を満足しているというような状況でございまして、こちらのほうはおおむね良好な状況が続いているというふうに考えてございます。しかし、真ん中のところですが、公害苦情でございまして、公害苦情の約半数は工場の操業ですとか建設作業の騒音が占めておりまして、その割合は徐々に高くなってきているところでございまして、

さらに、一番下のところですが、ヒートアイランドでございまして、最近の高温状態が夏の長期間にわたって続いている厳しい環境であっているということがデータから見えてくるというふうに思います。こちらの一番下のグラフのところはトレンド、気温の傾向を示しているものでございます。

右の11ページをご説明申し上げます。取り組み状況とその評価及び今後の方向性でございまして、自動車から発生する環境負荷の削減につきましては、コミュニティバスの運行ですとか、あるいは自転車駐車場の整備、自動車から自転車や公共交通への利用転換などを進めておりますけれども、今後も自動車からの利用転換を図る取り組みを継続し、カーシェアリングですとかコミュニティサイクルの普及啓発などに取り組んでいくことが必要というふうに考えてございます。

次の、先ほどの苦情のお話でございまして、公害苦情につきましては、法令等に基づく基準を満たしてございまして生じてしまうという事例がたくさんございまして、マンションと工場における事前の協議ですとか、関係者と協力いたしました未然防止の強化ということの取り組みが必要かというふうに考えてございます。

また、ヒートアイランド対策につきましては、屋上緑化の助成ですとか、区立小学校を初めとした区施設に率先して緑のカーテンを設置することで、区民、事業者への普及啓発の役割を果たしております。また、ヒートアイランド現象につきましては、やはり熱中症、人の健康にも大きな影響を及ぼすために、近年避けられない影響といたしまして、適応策という観点でも求められているというふうに考えてございます。そういった意味でクールシェア、暑いときに公共施設や店舗などの一部を利用して多くの方がゆったりとした時間を過ごすということも、スポットの設置などの取り組みを含めて進めていくことが必要というふうに考えてございます。区の取り組みといたしましては、ふれあい館やいこいの家で「猛暑休憩所」の取り組みが始まっているところでございます。

続きまして、12ページをお開きください。自然環境と生物多様性を保全するまちでございまして、まず、現状と変化でございまして、区内の緑の状況を把握するために実施しております「緑地・樹林の実態調査」、5年ごとに実施しているものでございまして、昭和49年の調査開始以来、区内の緑の量は一貫して減少傾向でございました。平成21年度に行った調査では、初めて緑の指標数値が増加に転じました。しかしながら、平成26年度がその調査年と当たっておりまして、速報値ではございまして、植生被覆率は減少に転じているところでございまして、また、同じく農地の面積についても減少傾向が続いているといったような状況でございまして、

自然とのふれあいにつきましては、一定の参加者の皆様ですとか来場者の方がいるんですが、このうち、緑のガイドツアー、熱帯環境植物館の来館者数、こちらのほうも増加の傾向にあるというふうに、こちらのグラフのほうにも記載してございます。

川の水質の分野でございますけれども、石神井川、白子川における水生生物確認数につきましては、41種類から50種類と安定して推移してございますが、武蔵野台地と荒川低地との境界部に当たる崖線沿いには多くの湧水もございます。平成25年度調査におきましては、27地点の湧水地点が確認されてございます。しかしながら、宅地化の進行ですとか、そういったところから地下水の涵養が進んでいない状況でございますので、なかなか厳しい状況にあるというふうに認識をしております。

次の13ページでございます。方向性でございます。今後は地域の緑を守るという価値観を高めることも重要であるというふうに考えてございまして、先ほどお話しした緑のガイドツアーですとか、あるいは地域の緑に対する関心や愛着心を高めることが必要であるというふうに考えてございます。一方、生物多様性につきましては、区民による生き物調査の結果を活用いたしました区全体の生き物の保全方針づくりなど、緑の質を高める取り組みが今後の検討課題というふうに考えてございます。

農地の問題ですけれども、区民農園の貸し出しの応募倍率は平均で1.5倍でございます。区民ニーズは高い状況でございます。今後は直接農業者支援の取り組みを継続するとともに、区内農業に対する区民の関心や地産地消の意義を高めて農地を保全していくというふうにつなげていくことが必要であるというふうに考えてございます。

また、中小河川の環境——一番下の部分でございますが——多くの河川が、区内の河川につきましては垂直護岸が整備されているといったような状況でして、なかなか水面に近づけないということでございますので、こういった部分をどのような形で改善できるかという部分が課題として捉えてございます。

続きまして、14ページに移ります。「環境力」を高め環境・経済・社会が調和するまちでございます。環境教育・情報発信でありますエコポリスセンターでは、環境問題を正しく理解する啓発活動から暮らしや事業の中で実際に行動していく実践活動を一層活発化させるために、平成24年度から指定管理者制度を導入したところでございます。この中で民間のノウハウを活用いたしまして、学生のインターンさんですとかボランティアさんの活用などが図られまして、同制度が運用されているというふうな認識でございます。また、入館者数につきましても、震災のあった年でございますけれども、減少傾向でございましたけれども、徐々にそれは以前の水準に戻りつつあるという形で数字としては捉えてございます。

また、環境に配慮された経済活動の推進ということで、環境マネジメントシステムの導入を促進しているというところでございますが、こちら、環境マネジメントシステム「ISO14001」とか、あるいは「エコアクション21」、あるいは板橋独自の環境マネジメントシステムに取り組んでいる事業者さんは現在750という目標値を持ってございますけれども、4割にとどまっているような状況でございます。

右側の今後の方向性でございます。環境基本計画が平成26年度、27年度で策定をしておりますけれども、今度、環境教育推進プラン、環境教育、環境協働の部分を位置づける行政計画を来年度予定してございます。これは板橋区環境教育推進プランの第二次ということで作成を予定してございまして、こういった取り組みによりまして環境教育をさらに推進していければというふうに考えてございます。

また、環境マネジメントシステムにおきましても、区内の事業者さんには従業員9人以下の事業所が約8割を占めてございます。こちらの中規模事業所において人手が少なく、なかなか節電とか省エネ対策の担当者を配置できないというふうな課題もあります。そういった中で、東日本大震災以降のエネルギー逼迫状況から環境負荷の低減やコスト削減につながる効果的な節

電・省エネに対する関心は高まっております。こういったことから、今後さらなる普及啓発に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

計画を推進するための仕組みづくりといたしましては、「エコポリス板橋環境行動会議」による活動ですとか、エコポリスセンターを活動拠点としてテーマ型の活動を行います「いたばしエコ活動推進協議会」で区民との協働体制が進展してきているというふうに考えてございます。しかしながら、より一層の推進を図るために、これまで協働関係になかったさまざまな企業様ですとか団体様との連携・協力を密にしていくことが必要であるというふうに考えてございます。

それでは、16ページをお開きください。先ほどまでが第二次の計画につきましてのご説明でしたけれども、いよいよ第三次の計画の基本的な考え方ということになります。第二次のこれまでの取り組み、あるいは点検・評価を踏まえまして第三次の計画を策定していく中で、計画全体のイメージをこちらのほうに記載してございます。

一番最初に記載してございますのが、区の目指す環境像ということで、こちらは「みんなでつくる快適で質の高い環境都市～エコポリス板橋～」とさせていただきます。ただ、この部分につきましても、もう少し区民の方、あるいはお子さんたちでも覚えやすいようなものがないのではないかと、まだ意見はさまざま出てございます。そういった中で、方向性といたしましては、先ほどお話しした「みんなでつくる快適で質の高い環境都市～エコポリス板橋～」というこの環境像をもう少し言葉として整理をしていきたいというふうには考えてございますが、今回、資源環境審議会のほうに中間まとめを出させていただく段階では、こちらのほうを確認させていただいて、この方向性をご確認していただければというふうに思います。

言葉のそれぞれの解説につきましては、18ページをお開きください。ちょうど真ん中から後半の部分のところに「みんなでつくる」というのはどういった意味かということがこちらに解説してございます。「みんなでつくる」というのは、区民・事業者・行政がパートナーシップで良好な環境をつくり上げていくことをあらわしてございます。良好な環境は行政の施策だけでは実現することはできない。区民や事業者による環境保全活動への参加ですとか、協働による取り組みがさまざまな形で一緒になりまして良好な環境をつくり上げていく必要があるというふうに考えてございます。

また、「快適で質の高い」ということで、「快適」につきましては、心にゆとりのある健康な暮らしをあらわし、「質の高い」は、情報通信技術などを活用し都市のスマート化を図って、よりよい都市環境を実現していくことをあらわしてございます。よりよい都市環境のイメージにつきましては、きれいな水や空気、豊かな緑などに囲まれ、人と自然が共生いたしまして調和し、美しい町並みが実現している未来の板橋の姿であるというふうに考えてございます。

申しわけございません。16ページにお戻りください。こういった環境像を目指していくところで基本目標というのを定めてございます。16ページの下のところにはポンチ絵をつけてございます。1番目に低炭素社会の実現、2番目に循環型社会の実現、3番目に自然環境と生物多様性の保全、4番目に快適で健康に暮らせる生活環境の実現ということで、それらを支える5番目、環境力の高い人材の育成、6番目といたしましてパートナーシップが支えるまちの実現と、これらを基本目標と設定させていただきまして、エコポリス板橋の実現、そしてスマートシティを目指してということでこちらのほうに記載させていただいてございます。スマートシティにつきましては、板橋区も平成25年度に板橋区のスマートシティ検討調査報告書を行ってございます。その中でも位置づけしておりますけれども、右側のページにあります中に、スマートシティの考えを整理しております。

それでは、19ページをお開きください。先ほどご説明いたしました基本目標でございます。現

行計画、ちょうど真ん中のところに表1をつけてございますが、現行計画と第三次計画の基本目標の比較をこちらのほうに記載してございます。従前の第二次計画におきましては、望ましい環境像を5つ設定してございますけれども、新しい第三次計画におきましての基本目標といたしましては、先ほどのご説明した6つの基本目標を掲げていきたいというふうに考えてございます。下の表の第三次計画、環境の分野につきまして、各基本目標ごとの扱う分野をそちらのほうに記載してございます。

それでは、20ページをお開きください。環境指標でございます。環境指標は基本目標に向かって取り組みを進める中で、目標が達成できたかどうかにつきまして評価をするための物差しであるというふうに考えてございます。基本的には計画期間10年間を目指すものいたしますけれども、計画策定後におきましても進捗状況を踏まえまして、数値やあるいは指標の検証をし、見直すことも想定したいというふうに考えてございます。想定される環境指標の例といたしましては、こちら表2のほうに記載してございます。

20ページ一番下のところに、環境施策でございます。基本目標の達成に向けまして、第三次計画では11項目の環境施策を位置づけます、基本計画が計画期間を通じて変わらないものであるのに対しまして、環境施策につきましては、本区を取り巻く環境や社会状況が年々変化することを考慮いたしまして、計画期間中においても必要に応じ検証・見直しを図るものといたします。環境施策につきましては、来年度27年度導入におきまして、そういった中で検討を重ねていきたいというふうに考えてございます。

21ページ以降につきましては、それぞれの基本目標、1つ目の低炭素社会の実現、エネルギーのスマート化による温室効果ガスの排出が少ないまち。

基本目標の2、循環型社会の実現といたしまして、ごみの発生抑制と資源を循環利用する社会システムづくり。

次の22ページをお開きください。基本目標3といたしまして、自然環境と生物多様性の保全、副題といたしまして緑と水と生き物に囲まれて都市空間の創造。

基本目標の4、快適で健康に暮らせる生活環境の実現、副題といたしまして、社会活動に伴って発生する環境負荷の削減と生活環境の向上。

基本目標5といたしまして、環境力の高い人材の育成、副題といたしましては、環境に配慮したライフスタイルの実現に向け主体的に行動できる人づくり。

基本目標6といたしましては、パートナーシップが支えるまちの実現、自助・共助・公助の連携による地域環境づくりでございます。

それぞれの下に環境施策を位置づけまして、取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

次の24ページをお開きください。第三次の計画体系案という形で皆様にお示しをしてございます。各基本目標ごと、それから各基本目標にぶら下がります環境施策、そういったもののさらに下に、これから27年度検討する各種事業ですとか、そういった取り組みをこれから27年度も引き続き検討していきたいというふうに考えてございます。それらを串刺しにする一つの「スマートシティを目指して」というふうに表現をしてございますけれども、スマートシティの取り組みにつきましてはさまざまな横断的の分野が関係してくるものというふうに考えてございまして、このような表現をさせていただいてございます。こちらのほうも記載のほうにつきましては、もっとわかりやすく、より区民の方に身近に感じていただけるよう構成をしていきたいというふうに考えてございます。

26ページをお開きください。こちらは現行の第二次計画、それから第三次計画とを比較できる

ように、こちら左と右側のページに記載してございます。それぞれの二次の計画が第三次のどの環境施策あるいは基本目標に当たってくるかということ番号で記載してございますのでご確認いただければというふうに思います。

雑駁になりましたけれども、私の環境基本計画（第三次）の策定に向けました中間まとめ（案）につきましてご報告を申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○大西会長 どうもありがとうございました。遅参して申しわけありませんでした。電車がダブルでおくれたので、おくれてしまいました。すみません。

それでは、平山先生に続いて私のほうで進行させていただきます。

今、板橋区環境基本計画（第三次）策定に向けた中間まとめについて説明をしていただきましたので、審議事項になっていますので、委員の皆さんからご意見を頂戴したいというふうに思います。ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。どうぞ、ご自由に。

どうぞ、五十嵐委員。

○五十嵐委員 おはようございます。よろしくお願ひいたします。

今、いろいろ説明していただいてありがとうございました。

○大西会長 座ったままでも結構です。

○五十嵐委員 すみません。

農業のところであれなんですけれども、練馬区では国からの予算で「農の学校」というのをつくって、板橋区も土地を区民農園ということで1.5倍というようなお話があったんですけれども、ただどうしても、つくりたいけれどもよくわからないという方は借りないということもあり得るので、例えば練馬区にならって初心者の人でももっと気軽にできるようなとか、そういうようなこととかは考えてはいらっしゃるのでしょうか。

○大西会長 事務局から。

○宮村環境戦略担当課長 ご回答させていただきます。

場所のお話、あるいは技術というか、農業等に取り組む技術というお話かなというふうに思いますけれども、先に——後であれしますけれども——技術のお話をいたしましては、板橋区ではJAさんがいらっしゃいます。本日欠席されておりますけれども、JAあおばさんとかそういったところとの連携がもしできればいいのかなというふうに思っております。そういった取り組みを27年度、あるいは新しい計画の初年度となります28年度以降にやっつけていかなければいけないのかという認識ではございます。場所につきましても、いろいろさまざまな取り組み、区内で始まってございます。区民農園を借りるという形ではなくて、やっぱり区民の環境にかかわっている団体さんがどこか場所でやりたいといった場合に、なかなか区内で場所を探すのは確かに難しいのは事実と認識してございますけれども、そういった取り組みに区が何が協力できるのかということにつきましては一緒に悩んでいきたいなというふうに考えてございます。

○五十嵐委員 ありがとうございます。これから高齢化にもなってくると、やはり土を触りながらというのがとても、例えば認知症だとかそういうのもいいというふうに聞いておりますし、自分がつくったものをみんなで食べたりとか、一つの居場所になって、これからいろんな意味での居場所も必要になってまいりますので、農業というところがすごく可能性が大きいと思うんです。ですので、そのところを頑張りたいなというふうに思いました。

それから、緑についてなんですけれども、緑をふやしていくというところなんです。今、板橋区は例えば高島平もランドデザインとか、板橋駅の前も都市計画というふうになっているんですけれども、そうやってまちづくりをしていく中で、そこに一緒に緑というものを位置づけてというか一緒に考えていくことが、後から緑をどうとかするというんじゃなくて、まちづくりを

するときに最初に緑というものの概念を入れて一緒にみんなでまちづくりをしていくほうが、後からとってつけたようにはならないと思うし、しっかりと今ある緑も残していけると思っていますので、そこもやっていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○大西会長 お願いします、事務局から。

○宮村環境戦略担当課長 ささまざまなまちづくりにおきましても、当然、環境あるいは緑といった部分というのは非常に重要な要素だというふうな認識ではございます。ただ、その中でどの程度のもので盛り込めるのか、あるいはどの程度の緑が確保できるのかといった部分につきましては、所管のほうとさまざまな相談をさせていただきながら盛り込んでいければというふうに考えてございます。

○五十嵐委員 ありがとうございます。

それから、すみません。温室効果ガスというか原発ですとか電力のことなんですけれども、私もまずは国が原発をベースロード電源とはしておりますけれども、今も原発は動いていないんですね。もんじゅもこの間、心臓部の点検漏れというようなお話もありましたし、活断層のこととかいろんな問題が起きているわけなので、とにかく節電とかエネルギーをいかに使わないかというところがやはり大事だと思うんです、その中でたまたま、すみません、この間、川越街道を歩いていたら、上のほうに風車がついているビルがあったんですけれども、それは企業さんがつけていて風力ということで発電していたんですけれども、あ、こういうふうにもできるのかというふうに思ったんです。そういうのをもっと板橋区内の企業の方にそれこそ広めていただくと、エネルギーも食べ物も地産地消ということでいいかなというふうに思ったんですけれども、その辺、今、板橋区はどのように企業さんにエネルギーのことで創エネというんでしょうか、つくるという意味で働きかけをしているのかお願いしたいんですが。

○大西会長 いかがでしょうか。事務局からお願いします。

○宮村環境戦略担当課長 風力のお話かと思うんですけれども、風力発電につきまして、先ほどちょっと触れました平成25年度のスマートシティ検討調査報告というのを行ってございますが、その中のさまざまな調査の中で、板橋区の中で風力発電の可能性というのも調べてございます。大もとのデータというのは環境省さんが出されているものをベースに検討したものなんですけれども、残念ながら風力発電につきましては、商業ベースではなかなか採算がとれないというような結果となりまして、事業者さん向けにそういったものをPRするためには、やはりコスト的に十分に見合うコストの回収ができるという、その辺の十分が見合うようなものでなければ難しいのかなという認識ではございます。しかしながら、再生可能エネルギーの導入に向けましては、板橋区におきまして太陽光パネルの設置の助成につきましては、家庭用、事業所用ともにまだ継続的に実施してございますので、そういった取り組みも積極的にPRしていければというふうに考えてございます。

○五十嵐委員 ありがとうございます。風車といっても、いわゆる大きい風車ではなくて、どんどん小型化していろいろなものが今、できておりますので、本当にたまたま川越街道にあるものは、モデルとしても実はホームページにあるところに載っていたりとかしたんです。とてもデザイン的ですてきだったので、ちょっと一回ごらんいただけたらというふうにも思います。

それから、あともう一つだけ。先ほど公害というところで騒音とかあったんですけれども、最近、化学物質の過敏症ということでご相談をいただいたりするんですけれども、においですよね。結局どこまでが公害というのがあるとは思いますが、今、いろいろ、例えば洗濯物だとか掃除に使うものとか、においがきついものがあったりするんですけれども、それを公共施設の中でやっぱり使うと、それが残っていて、実は訪れた人がそれで気持ち悪くなったりするとい

うのもあるんですけども、公共施設の中ではなるべくそういうのも配慮するというような方向性とかは何か板橋区は考えているのでしょうか。

○大西会長 事務局の担当はどちらでしょうか。

においというのは何のにおいですか、塗料。

○五十嵐委員 ではなくて。

○井上環境課長 ちょっと所管がどこかというのは明確な部分ではないんですが、いわゆる化学物質過敏症というような形になってくると健康問題のほうになりますので、そちらの所管になるかもしれませんが、一般的に庁内でそういうにおいのあるものというのは、テレビベースで宣伝しているようなものというのは、基本的に私どもは使っていないというふうに認識しておりますので、もしそういうものがどこかで使っているようであればご指摘いただければ、そういったものは改善していく必要があると思っております。

○五十嵐委員 ありがとうございます。

すみません、ちょっと一つだけ聞き忘れていたので。これはちょっと要望なんですけれども、例えば東京電力とかは、この施設でどのくらい電力を使っているというのはちゃんと押さえてわかっているはずなんです。それを板橋区の施設の中で、例えばここだったらどのくらいとか、例えば使用電力量を開示していくということはできないもののでしょうか。一応交渉するとできるというふうにおっしゃっている人もいますけれども、それによって要らない、ここはもうちょっと節電できるとか、やっぱり見える化することでより節電につながっていくと思うんですけども、いかがでしょうか。

○大西会長 お願いします。

○宮村環境戦略担当課長 委員も御存じのとおり、板橋区の公共施設につきましては、いわゆる新電力——PPS——その導入が進んでございます。その各種PPS事業者のほうでどのようなサービスをしているかというところは私もちょっとまだ不勉強なところがございますけれども、委員のおっしゃっている内容につきましては所管課のほうに伝えていきたいというふうに考えてございます。

○大西会長 よろしいですか。

○五十嵐委員 ありがとうございます。これで終わりです。

○大西会長 続いて、どうぞ、お願いします、吉田委員。

○吉田委員 今あった電気の関係なんですけれども、排出係数が上昇しているということですけども、現在、再生可能エネルギーって風力であるとか太陽光であるとかというものが最近入ってきているわけですね。それが排出係数に何かかわってきているのかどうか、もしそういう再生可能エネルギーのものが入ってきていることで排出係数が下げられるということであれば、それは利用可能ではないかなと思うんですけども。また、契約によって太陽光発電をしているところから導入するというような形でも排出係数は下げられるんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○大西会長 事務局、お願いします。

○宮村環境戦略担当課長 排出係数につきましては、本当に1年間トータル、日本の各種、先ほどお話したPPS、新しい電力会社も生まれてございます。委員のおっしゃっているとおり、再生可能エネルギーだけをもとにして発電している事業者さんもいらっしゃいます。そういうものを選択すると限りなく排出係数は下げられるというふうな認識では考えてございます。ただ、大多数が現在のところは東京電力管内ですと、東京電力から電気を購入しているというような状況でございます。各電力会社ごとの排出係数というのは毎年決まった時期に発表されるわけです。

けれども、1年後に電力の小売りの自由化も始まりますので、いわゆる排出係数、CO₂を排出しない、私は電気を使いたいんだといった場合にそういった電力を選択するということも考えられます。そういった中で、現在のところ、状況としては各いろいろな電気事業者さんも生まれてきておりますけれども、排出係数の問題につきましては当然、太陽光とかあるいは再生可能エネルギーである風力、その他のエネルギーを加味した形で排出係数は算出されているというふうにごえてございます。

○吉田委員　そこら辺は一回確認をしていただいたほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○大西会長　事務局、お願いします。

○宮村環境戦略担当課長　板橋区が購入しております電力につきましては、各いろいろな事業者さんから買ってございます。PPS事業者さんから買ってございます。排出係数につきましても、全ては1年後に排出係数が国のほうから出されます。その排出係数を使って板橋区の場合、環境マネジメントシステムを運用してございますので、そのマネジメントシステムを使って集計をかけて、CO₂の排出量というのを算出してございます。しかしながら、お互いが把握できている区以外の、例えば一般の家庭の方ですとか、あるいは事業所の皆さん、あるいは商業施設の皆さんにつきましては、どの電力を購入されているかというのは把握できていないというふうな状況です。また、公表もされていないというふうな状況でございますので、区の公共施設における排出係数との関係のCO₂の排出量は把握できているところではございますけれども、そういった各種の事業者さんが逆にふえてきたので、なかなか把握しづらくなってきているという部分もございます。

私のご説明は以上ということになります。

○大西会長　ちょっと補足ですが、今の現状で消費電力量の板橋区分というのは把握できているんですか。

○宮村環境戦略担当課長　できてございます。

○大西会長　それは数字は載っていないようですけども、その動きというのはどこかの数字にまとめているんでしょうか。

○宮村環境戦略担当課長　参考資料の1-1でございしますが、15ページでございします。こちらにおいて、こちらのほうに記載をさせていただいてございます。

○大西会長　上から5行目ですね。3-1の板橋区全体における電気使用量というのがあって、下がっているんですけども排出係数を掛けるとふえちゃうということなんですよ。だから、いわゆる……

○宮村環境戦略担当課長　失礼しました、12ページです。

○大西会長　15は違うの。

○宮村環境戦略担当課長　12ページのところの短期目標2の事業所でのエネルギー対策の推進の部分で、下の表のところの下から6番目のところに区の電気使用量というのがございます。

○大西会長　2-1。

○宮村環境戦略担当課長　2-3です。2-3の区の電気使用量というこの部分でございします。

○大西会長　いや、これは区役所。

○宮村環境戦略担当課長　区役所です。先ほどは失礼しました。15ページのほうに記載している電気量は区全体と、区域としての全体の電気使用量という形になります。

○大西会長　そうですね。だから、一般の方は事業者、それから民生を入れた一般の区民全体のものが15ページのほうですかね。

○宮村環境戦略担当課長 おっしゃるとおりでございます。

○大西会長 だから、節電努力というのはそんなに順調ではないとしても、されているということなんです。排出係数でCO₂に換算するとふえちゃうと。これはもう来ている電気そのものがCO₂をたくさん出すタイプの発電方式によっているということですから、そこはなかなか板橋区だけの努力ではいかんともしがたいところがあるので、今おっしゃったように、再生可能エネルギーを区内で創出するというをやってもなかなかすぐにはふえないわけですね。したがって、まず節電という意味では、ここに書いてある電気使用量そのものですね。この数字もきちんと把握して評価をしていく必要があるのではないかとこのように思います。21年ぐらいから比べると、大分努力されていると。ただ、23年が一番低いんですかね。それよりはわずかにふえているということですね。

ほかにご質問、ご意見あったら、お願いします。

○石垣委員 2つございます。

1つは、8ページ、9ページのところで説明していただいた循環型社会を実現するまちというところで、リサイクル率25%以上の達成が非常に厳しいというところがあって、これがもともとどうやって25%を決めたかというところですね。それがなぜ今、達成できないのかというところは、今、この説明だけ見ると、達成できませんでした。その理由を見ても、そんなことは最初からわかるんじゃないかなというところがあって、参考資料の1-1のほうを見ても、目標を立てた時点で17%、18%ぐらいの数字をどうやって25%に持っていくかという、それぞれの施策に対してどのぐらいの効果を見込んでというところははっきり出ていないと見られるんです。同じようなことは、事業所における環境配慮、ISO14001とかの取得の事業所数が750という目標値があって、その4割程度にとどまっているという、14ページ、15ページでお話いただいたのもそうなんですけれども、この辺の数字をちょっと最初から無理があったんじゃないかなということも考えつつ、これはもう今さらいってもしようがないので、ぜひ次の計画のときには、目標を立てるときにきちっとどういう施策のそれぞれの効果がどのぐらい見込まれてというような数値目標、現実的なものを立てられるのがいいんじゃないかなと思うんです。25%というのは環境白書であるとかそのほかの自治体の数字を見ても、そんなおかしな数字ではないんですけれども、板橋区の構造の中でそれを達成するのはちょっと、目標を雑に立てたとは言わないですけれども、いざやってみるとうまくいかないというときに、何が問題で次、どういうふうにやったらいいのかという構造的な部分が余りまだ見えないので、ちょっとどうかと思いました。

ちょっと長くなったので、もしその点について今、私の理解がちょっと違うよと。具体的にはこういうところで問題意識が出ているんだよというようなところがもしございましたら、ご説明をお願いします。もしなければ、単なるコメントというか、今後お願いしますというところで受け取ってもらったら結構です。

○大西会長 いかがでしょうか、今の点。

○浅賀清掃リサイクル課長 今後の取り組みについてご説明させていただきたいと思います。

このリサイクル率、これは今、ご指摘いただいたようにちょっとげたを履かせ過ぎかなというような部分のご指摘をいただきましたけれども、私どもはそれになるべく近づけるために、今、幾つかの取り組みを行っております。例えばですけれども、今、紙のリサイクル、こちらにつきましては古紙の回収を実施しておりますけれども、さらに回収の品目をふやすということの取り組みを今、始めました。現時点では雑紙という分野で、段ボールであるとかそういったものとは異なるいろいろな紙を資源として回収しようということで、今、区内2地区、成増と大谷口の2地区でモデル実施をしております。この結果を見まして、今度はさらに拡大をしていきたい

というふうに思っております。今年度中には、この雑紙の回収を区内全域に広げるというような方向性を持って今、取り組みを強化しているところです。

また、新しく小型家電の回収事業も始めさせていただきました。小型家電を効率的に再生することによりまして、貴重なレアメタルの回収などもできるということで、できる限り現行の施策を維持しながらも新しい方策を模索しながらリサイクル率の向上に努めていくこと、これが私どもの役割だと思っておりますので、またいろいろなご意見等ございましたらば、アドバイスもいただきながら私ども、取り組みを強化していきたいというふうに考えてございます。

- 石垣委員 もし、語弊があったらすみません。対策を何もされていないということではなくて、例えば雑紙の回収をどのぐらいの区民の方が協力していただけると、果たしてリサイクル率はどのぐらい押し上げられるのかという、そういうのがないと数値目標を立てている意味というか、それがせつかなのでもったいないなというところがちょっとあったということです。

もう一点、よろしいでしょうか。もう一点は違う話で、16ページ、17ページのところでして、スマートシティに対する言及のところちょっと教えていただきたいんですが、17ページの上から7行目のところに「区では、平成26年度にスマートシティの概念を取り入れたまちづくりの可能性を検討し」ということが書いてあるんですけども、これはその下の図にある平成25年度の研究報告書というものとまた別の検討をされたということでしょうか。

- 大西会長 いかがでしょう。
- 宮村環境戦略担当課長 大変失礼いたしました。これはこの調査は一つの同じものでございますので、「26年度」というふうに訂正をお願いいたします。
- 大西会長 一番下の出典を「26年度」にするといいことですね。
- 石垣委員 そうしますと、ここではイメージ図、概念図というのが出ていて、こういうのは最近いろんなところでよく見る……
- 宮村環境戦略担当課長 申しわけございません。25年度の再生可能エネルギースマートコミュニティ研究報告書というのは、東京の62市区町村の共同で行った調査の資料でございまして、この絵につきましては、そちらの報告書からの抜粋という形で記載をさせていただいてございまして、こちらの委員のおっしゃった17ページの7行目に記載してあります26年度の「スマートシティの概念を取り入れたまちづくりの可能性」の調査を行ったというのは、これは区の行った調査でございまして。失礼いたしました。
- 石垣委員 別途あるということですね。じゃ、結構です。
- 大西会長 今の1点目については、8ページでごみ総排出量が少しずつ減っていますよね。これが減れば、内訳が同じであれば比率は変わらないけれども、この中で特に資源化するごみというのがもし相対的に多く減っていれば、資源化率、リサイクル率というのは減るということにもなるわけですね。そういう要素も加味して、つまりリサイクル率が上がるということのごみとして一旦出るものでリサイクルされるものがふえるということなので、それよりも出ないということであれば、それはそれでいいということになるんだろうと思うんですが、その辺はどうなんですか。
- 浅賀清掃リサイクル課長 今のリサイクル率でございましてけれども、今、私どもで検討しているものの中に一つ大きくこの数字に影響を与えるものを今、考えております。不燃ごみとして出てくるもの、金属類であるとかそういうものがたくさん含まれている不燃ごみでございましてけれども、これを細分化して、できる限りリサイクルしていこうという考えを持って今、研究をしているところです。これが実現すれば、このリサイクル率、試算ですけれども20%ぐらいまで押し上げることができるという、ただまだ研究段階でございまして、具体的な数字というのはなかなか

かお示しするのは難しいんですが、今現在、実験としてやったところだと、不燃ごみとして出されたごみの約9割を再資源化できると。残り10%、1割につきましては、どうしてもこれは再生利用できないというものがでてまいりますので、そちらについては最終的な埋め立て処理と、これがうまく実現できれば、このリサイクル率、おおむね20%を達成して、さらに向上させていくというふうに考えてございます。

それから、第三次の一般廃棄物処理基本計画の中でシナリオをつくってございます。取り組みの強化をすることによりましてごみの減量を進め、リサイクル率を25%まで掲げたいという、そういった目標を掲げているところで、ここの数字を引用して今回のリサイクル率25%というものをお示したところでございます。

○大西会長 微妙にずれているけれども。

どうぞ。

○石垣委員 今、大西会長がおっしゃったのは、例えば回収資源に出す前に家庭内でもっと長いこと同じものを使おうとか、リユースしようとかというような試みが出たことによって収集ごみそのものが減っている、ごみが出るものが減っているというところが反映されてくれば、リサイクル率というのは変わらなくても実際にリサイクルというか、実質的なリサイクル量というのはふえているんじゃないですかということだと思ったんですけども。

○大西会長 そこまではわかりませんか。

○石垣委員 でも、そういうこともリサイクル率という数字の中には入ってくる、隠れているんだけどもそういうのも入っているというところで、どちらかというにごみの量が若干でも減っているというところも言及しながらご説明されたほうが納得はしやすいんじゃないかなと思います。

○大西会長 ありがとうございます。

どうぞ、今、マイクを。

○蓮沼委員 蓮沼と申します。よろしくお願いいたします。

今のページ、8ページのごみ排出係数、目標のリサイクル率25%が、現行では18~19%で7%程度下回っているとの事ですが、もう少し丁寧に掘り下げて排出係数を出せると良いと思います。

リサイクル率に計上されていない例といたしまして、地域コンポスト事業等があります。区の施設等に設置した、コンポスト容器を住民の方々に利用して頂き、家庭から出る生ごみをたい肥化する事で、生ごみの減量・リサイクルの推進を図っております。平成26年度は、徳丸ふれあい館に設置してある、2基の地域コンポストで約266kgの生ごみが減量・リサイクルされました。又、富士見地域センター内に設置してある地域コンポストで、約111kgの生ごみが減量・リサイクルされました。出来たい肥は「みどりのカーテン」や家庭の園芸等に活用されています。又、年2回春と秋に数か所で区民を対象に「ベランダでできる生ごみからたい肥づくり」講習会を行っております。データとしては、講習会後に一カ月間の生ごみ排出量を記録・報告頂いています。4人家族で、一日平均400グラムの生ごみの減量・リサイクルが報告されています。講習会での啓発により、ライフスタイルが変わり、生ごみの発生抑制が顕著と見受けられます。又、園芸土のリサイクルですが、生ごみ(有機物)を古い園芸土に混ぜ込む事により、ビタミンやミネラル豊富な、ふかふかの土に再生されます。ごみの減量・古土のリサイクル発生抑制まで繋がります。又、たい肥化による減量・リサイクルのみでなくCO₂削減係数にも計上されると考えますが、ここにデータがございまして、日本土壌協会会長・東京大学名誉教授 松本聰先生のご尽力により、「焼却法」と「微生物分解法」のCO₂の排出量の比較が、実証的な検討に基づき定量的に検証されました。

①標準生ごみ 1 トンを、トラックによる収集と運搬、焼却の従来の方法で処理すると、2051.3 kg のCO₂が排出される（※（財）省エネルギーセンター）

②標準生ごみ 1 トンを、オンサイト（敷地内）で発酵式生ごみ分解機で処理すると 161 kg のCO₂を発生する。◎微生物分解により、生ごみ 1 トンが放出するCO₂量は 18 kg ◎標準生ごみ 1 トンを発酵式生ごみ分解機で、分解する際に必要な電力は約 143 kg（※早稲田大学大学院・先進理工学研究科・小泉博研究室資料）となっております。

このデータを根拠に徳丸地域コンポスト（266 kg）・富士見地域コンポスト（111 kg）のH26年度のCO₂削減は 766.44 kg（※ $2.051 \times 377 \text{ kg} - 0.018 \times 377 \text{ kg} = 766.441 \text{ kg} \cdot \text{CO}_2$ ）又、4人家族が一日に排出する生ごみ量を 400 g とする。1年間の排出量は 146 kg（ 0.4×365 ）自家処理方法は、コンポスト容器使用あるいは、直接土へ還す方法で、電気式処理機を使用しない。このような方法により、ごみ減量の排出係数に反映されていない、リサイクル率にも是非考慮出来ないでしょうか。

○大西会長 個人がそれぞれやっている分ということですか。

○蓮沼委員 個人も含めて、講習会参加者や地域コンポスト等に協力して頂いているリサイクル推進員の方々・区民の方の分です。

○大西会長 ご質問のポイントは何か。

○蓮沼委員 リサイクル率の排出係数の出し方の件です。

○大西会長 何ページ。

○蓮沼委員 8 ページです。リサイクル率 25%の目標達成に向けて、区民の一人一人が全量でなくても、生ごみのリサイクル・自家処理を進めている現状もあります。

○大西会長 その区民のリサイクルというか、生ごみを出さない量がどのくらいかという、それを把握しているかというご質問ですか。

○蓮沼委員 はい、そうです。把握は複雑で難しいと思いますが、別の観点からごみ減量・リサイクル協力者に対する顕彰制度又はポイント制等もあればと思います。

○大西会長 わかります。

○浅賀清掃リサイクル課長 まず冒頭、先ほど石垣委員、それから大西会長からご指摘いただいたように、ごみの排出量の総量が減ればリサイクル率が上がると、これはまさにおっしゃるとおりですので、このリサイクル率の向上につきましては発生抑制、再利用、再生利用、これをまとめて効率的に進めていきたいというふうに考えてございます。

そして、今の生ごみのお話ですけれども、全体での厨芥量、いわゆる生ごみが出されたというものについては把握することは可能です。これは収集車で回収したごみの組成を調査すれば割合的として出てくるんですが、各ご家庭の中で処理が完結してしまいますと、これは数値的にとることが現実問題としては非常に難しいという背景がございます。

今、蓮沼委員からお話のありましたように、生ごみの堆肥化、非常に効果的であるということで清掃リサイクル課としましても先生のご協力をいただきながら、今回は地域コンポスト、これはなかなか地域のコミュニティに役立つだろうということで進めていたんですが、なかなか特定の人にしか利用されないという実態を踏まえまして、少しターゲットを変えました。今年度より子供を巻き込もうということで、子供に生ごみの堆肥化を周知して家庭に持ち帰らせると、そういうノウハウを家庭に持ち帰らせて親を巻き込んでいこうと、そういったことですそ野を広げていこうという取り組みを今、始めたところでございます。いろいろな手法がありますけれども、やはりこういった啓発というものがごみの減量については非常に大事だというふうに考えてございますので、今後も取り組みを強化してまいりたいと思っております。

○蓮沼委員 ありがとうございます。

○大西会長 どうも。少し予定の時間を押していますけれども、ご質問、ご意見のある方、まとめて手を挙げていただいて、お二人ですね。そちらから、まず。それから小田倉さん。

○しば委員 しば佳代子と申します。よろしくお願ひいたします。

資料の今、ご説明をいただきました11ページなんですけれども、一番上のコミュニティバスの運行、いろいろそこから説明がありまして、カーシェアリングということなんです、これが民間では進んでいると思うんですけれども、区としてどういうふうにかかわっていくのかを教えてくださいたいんですけれども。

○大西会長 お願いします。

○井上環境課長 カーシェアリングにつきましては、区が直接やるというよりは民間で進んでおりますので、区民の方が活用しやすいように区でホームページ上で、区内のカーシェアリングの場所等をご紹介して活用を促しているのが現状です。あと、さまざまな例えばイベントのときに、カーシェアリングの活用を促すようなパンフレットを配ったり、そういうことで普及啓発を図っているところです。

○しば委員 もう一つなんです、下のほうに区内において、ふれあい館とかいこいの家とかで暑いときには休憩所になっているということとされていると、とてもいいことだと思います。区民の皆様も巻き込みながら、これをやっていただく。高齢者の施設なんですけれども、夏に限っては若い方も、例えば赤ちゃん連れの方とかも休憩ができるというふうに聞いていますので、これ、ぜひ周知をしていただいて、これから暑い時期が始まりますので、区民を巻き込みながらやっていただきたいと思うんですが、この辺は去年と変わっていることとか、これから夏に向かってやることとか強化をしていることとかがありましたら教えてくださいたいんですが。

○大西会長 いかがでしょうか。

○宮村環境戦略担当課長 第二次の計画の中では、こういった内容の取り組みが明記はされてございませんでしたので、当然、第三期の計画を策定する上で、そういった取り組みを積極的にももてに出していきたいというふうに考えてございます。また、ここでは猛暑休憩所、もちろん区民の方の健康を第一に考えているところではございますけれども、いわゆる電力の需要がピークになるときにそういう行動をとっていただくと、ご家庭で電気を使うということが減るので、相対的に電力のピークが下げられるのかなという取り組みもできるかと思ひます。これも一つのいわゆる省エネ活動ということにも言い切れると思ひますので、そういったことも資源環境部のほうとしても積極的にPRしてまいりたいというふうに考えてございます。

○大西会長 よろしいですか。

○しば委員 ぜひ、よろしくお願ひいたします。

もう一つなんですけれども、前回の計画から今回の案に関して大きく変わった点があると思ひます。パートナーシップが支えるまちの実現ということで追加をされています。そのところで、協働関係になかったさまざまな企業や団体との連携・協力を密にしていくことというふうに書かれているんですけれども、この辺は具体的にどういうふうに進めていく予定なんでしょうか。

○大西会長 お願いします。

○宮村環境戦略担当課長 連携につきましては、現在も取り組んでいるところでございます。板橋区の産業連合会さんですとか板橋区の法人会さんですとか、そういったところにお招き、あるいは来ていただいて、我々のほうの取り組みはさまざまご紹介をしているところではございます。さまざまな機会を捉えて、まずやっていきたいというのが一つあります。そういった中で、どのようなPR方法あるいは取り組みができるのかということも考えていきたいかなというふうに考

えてございます。具体的ないろんなさまざま所管にかかわる部分というのがございますので、また27年度、その方向につきましても各所管と相談しながら出していければというふうなことは考えてございます。

○しば委員 新たに追加された項目ということですので、さらに密にしていくということですので、ここもしっかりやっていただければと思います。

○大西会長 ありがとうございます。

小田倉委員。

○小田倉委員 小田倉でございます。

二、三ご質問したいと思うんですけれども、まず、24、25ページの第三次計画体系案というのが図表がありますけれども、これの25ページの具体的な取り組みに関するキーワードというのがつくられておりますね。この次はどうなるのかなという、つまり計画とスケジュールになると思うんですけれども、これは既にできているのでしょうか。

○大西会長 お願いします。

○宮村環境戦略担当課長 今回、環境像それから基本目標、それから環境施策を委員の皆様にご確認いただきたいという部分で今、案を提示させていただいてございますけれども、具体的な取り組みに関するキーワードにつきましては、事務局のほうで現在考えられるようなキーワードはこれだけあるんじゃないかなということで提示をさせていただいているものでして、まだ入っていないものあるかと、当然考えてございます。それはまた、27年度に引き続き検討する中で、この中にキーワードとして入ってくるのかなというふうに思っておりますけれども、基本的にはこの環境施策の後に当然、さまざまな区の取り組む事業、あるいは事業者さんに取り組んでいただきたい事業、区民の方々に取り組んでいただきたい事業を載せていきたいというふうに考えてございますので、そういった具体的な取り組みという形で最終的な取りまとめに向けては、そういったものを出していきたいというふうに考えてございます。

○小田倉委員 わかりました。それでは、そういうことで、テーマによっては1年かからないで終わるものもあると思いますし、テーマによっては1年で終わらないものもあると。スケジュールの作成というのは非常に重要だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、もう一つ、次、ちょっと前の人の質問とダブってしまうところもあるんですが、マネジメントシステムの導入・強化ですか、ですけれども、これは先の方がおっしゃっていたように、目標値が750事業所に対して4割の達成ということで非常に低いと思うんです。このシステムはISO14001であり、エコ21であり、板橋区独自のものであると、用意されているということですので、これの導入をこの計画期も強力にやるのが得策ではないかなという気がします。このごろの14001は昔の規格の文言に会社のやることが一致しているかとか、そういうことが主だったんですけども、現状では生産性とか効率性、あるいは環境の改善でもそれをコストに計算したらどうだろうかとか、そういうふうにコストダウンと効率とを求める、そういうものになってきております。これこそは板橋役所の事務局として、幅広く旗振りして動かすと、つまり取引先も巻き込むと非常に有効な手段だと思います。ということで申し上げておきたいと思います。

以上でございます。

○大西会長 どうぞ。

○宮村環境戦略担当課長 先ほどの委員からのご質問に対して少し補足をさせていただきたいと思ひます。

まず、25ページのキーワードの部分でございますけれども、先ほど私のご説明のとおり、今回での現時点でのキーワードというふうにお出しをさせていただいてございますが、さまざまな施

策を出していく中で、これからのこの先を進めていく中では、このキーワードが場合によっては集中と選択の関係で消されていくようなものも出てこようかとは思いますが。次のまた資源環境審議会のほうでも、その辺につきましてはご説明ができるかなというふうに考えてございます。それから、さまざまな具体的な取り組みにつきましては、環境基本計画の中でいわゆる個別計画という形、地球温暖化対策の実行計画ですとか、あるいは一般廃棄物処理計画、それから環境教育推進プランというのが今後の環境基本計画の下にぶら下がってございます。この中では具体的な取り組み・施策が記載されてございますので、そういったものが見直しも必要かどうかも含めての検討を27年度に行ってまいりたいというふうに、このように考えてございます。ありがとうございました。

○大西会長 ありがとうございました。

中間まとめについて、いろいろご意見をいただきました。基本的には記述していることについて賛成であるけれども、もう少しわかりやすくとか強力にとか丁寧にやるべきではないかというご意見が中心だったと思います。記述がちょっとわかりにくいというご指摘は排出係数にかかわる電力等の使用量の概念、それからリサイクル等について、これは少し補ってパブコメにかけるということ是可以するんですか、時間的に、事務局としては。

○宮村環境戦略担当課長 お時間的には先ほど予定としては先ほど申し上げましたけれども、本日の資源環境審議会を受けまして、当然の補足を入れたほうが良いというご意見もございましたので、そういったものを付加した形で資料を作成してまいりたいというふうに考えてございます。

○大西会長 それでは、必要な修正をして中間まとめとして公表してパブリックコメントを行うというふうに進めていくということではよろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、修正の内容については、私のほうにご一任をいただいて、事務局と調整させていただき、さっき申し上げたような段取りで進めていきたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

次に、板橋区環境教育推進プランの進捗状況について報告をしていただきます。お願いします。

○宮村環境戦略担当課長 それでは、板橋区環境教育推進プランの進捗状況につきまして、資料2-1を使って私のほうから説明させていただきます。また、説明のほうは着席して説明させていただきます。失礼します。

それでは、資料2-1です。資料2-2とそれから2-3とございますけれども、今回、今からご説明いたします2-1のそれぞれ数字の内訳とかそういったものに2-2、2-3はなっておりますので、ご説明のほうにつきましては資料2-1を使ってご説明させていただきます。

この環境教育推進プランにつきましては、板橋区における環境教育の基本的な方針を示すとともに、区民、区民団体、事業者、学校などの区が展開すべき環境教育の推進に必要な事項を定めることにより、各主体がそれぞれの環境教育及び各主体の連携による環境教育の効率的・効果的な推進を目的としておるところでございます。

この推進プランの進行管理につきましては、PDCAサイクルを使いまして指標による目標の達成状況に点検・評価をしているところでございます。環境教育が効果的に実施されているかどうかをはかる物差しとして、15の成果指標、現在は14項に統合したものでございますが、成果指標を設定いたしまして、現在計画の7年目という状況でございます。

また、先ほどの環境基本計画の中間まとめの中でも触れましたけれども、この環境教育推進プラン、計画年次が平成27年度というふうになってございまして、新たに28年度からスタートする環境教育推進プランの第二次の策定を次年度に予定してございます。

それでは、説明のほうに戻らせていただきます。その1ページ目の表の部分です。成果指標

及び目標に対する進捗状況でございますが、全部で14の成果指標がございます。この中で達成状況がよいもの、比較的悪いものという、それぞれ3つずつ程度でご説明をさせていただければというふうに思います。

まず1つ目といたしましては、エコポリスセンターのホームページのアクセス件数でございます。こちら達成率、一番右のところに記載してございますが、101.1%という形で目標値を達成してございます。その具体的な内訳等につきましては、次ページあるいは資料2-2、2-3に記載してございますけれども、簡単なご説明が2ページのところに記載してございます。こちらの表につきましては、ホームページを通じて環境情報の発信、講座やイベント情報の発信など、環境に関心を持っていただくためのツールとして一つの表としておるものでございます。ホームページとフェイスブック、それぞれアクセス件数につきましては増加をいたしました。関心の高いフリーマーケットですとか、あるいは環境のイベントをふやしたというのが影響の要因かというふうに考えてございます。

それから、1ページの6番、環境保全キャンペーンの参加者数でございます。こちら達成率といたしましては98.5%でございます。4ページのところに環境保全キャンペーンの参加者数の部分について記載してございますけれども、こちらのほう、前年比に対しましては676人減少はしております。打ち水キャンペーンが700人の減少、それから、こちらにつきましてはやはり昨年度の夏は渇水ということで取水制限が実施されました。これによりまして、区民への節水意識が高かったことから、あるいは天候が不安定で週末に雨が降ったことが非常に多かったというふうに記憶してございますので、こういったことが原因というふうに考えてございます。一方で、エコライフフェアですとか、こちら960人の増加ですけれども、このように人数が増加したものでございます。全体といたしましては、前年度からは減少しているところではございますけれども、目標値に対しましての達成率というところでは98.5%という数字を出してございます。

それから11番目の、エコポリスセンター事業へのボランティア等の参加でございます。こちらは詳細を6ページに記載してございます。エコポリスセンター事業へのボランティア等の参加者数でございますけれども、こちら環境教育・環境学習の担い手ということで、できる限りふやまして区内全域の環境ボランティアが活躍できるよう目指しているところで指標とさせていただいているものでございます。具体的にエコポリスセンターの事業に協力いただいたボランティアさんの人数をカウントしているものでございます。前年に対しましては532人のほぼ倍増ということで、こちらボランティアの導入件数の増加にあるというふうに考えてございまして、ボランティアの導入する各種ものにつきましては、85件から247件に増加したもので、このさまざまな取り組みにボランティアさんたちの活躍していただくことによりまして、こういった数字が得られたというふうに考えてございます。

続きまして、ちょっと思わしくないほうの数字のご説明にいきたいと思います。

1ページ目の3番目でございます。プログラムバンクの登録人数ということで、58.3%でございます。目標としましては300人の目標を持ってございますが、25年度といたしましては175人ということで58.3%という状況ではございます。ご説明のほうは3ページの一番上のところに記載してございます。こちらは環境教育・環境学習につきましては、学校や保育園、エコポリスセンターなど行政だけで行うのではなく、さまざまな区民の皆さんや環境団体などの担い手によりまして環境学習の機会を促進し、多様な環境教育活動に対応していこうというふうに指標としているものでございます。ボランティアさんのさまざまな場として活躍できる環境教育の担い手の人数を指標としているところでございますが、近年、高齢を理由に更新を辞退をされる方もいらっしゃいまして、若手の人材確保ですとか、こういったものが喫緊の課題になっているというふうに

考えてございます。今後も目標達成に向けましては、指導者養成講座への参加など登録を呼びかけていきたいというふうに考えてございます。また、区内にあります専門学校ですけれども、こちらとも協定などを結びまして、環境教育の人材として活用していく仕組みづくりを行っているところではございます。

次に1ページの5番目のいたばしエコ・ショップの店舗数でございます。ご説明は4ページの一番上のところに記載してございます。いたばしエコ・ショップにつきましては、ごみの減量及び再生商品の販売、その他リサイクルに積極的に取り組んでいる事業者さんを、区がリサイクル推進事業者として認定をいたしまして、区民のホームページなどで紹介しているものでございます。基本的には増減というのは前年度からなかったわけですけれども、25年度の実績といたしましては102店舗という登録状況でございます。区民への周知につきましては、ホームページの公開のほか、区民まつりなどのイベントでパンフレットによる紹介を行っているところでございますが、今後は区民まつり等のイベントでのPRやエコ・ショップスタンプラリーなどの実施を検討、登録を促していきたいというふうに考えてございます。

次に、1ページ目の12番目でございます。エコポリスセンターの登録環境団体数でございます。こちら詳細の記載につきましては、6ページに記載してございます。この指標につきましては、エコポリスセンターに登録している環境活動団体の数を指標としているものでございまして、この団体をふやして区内の環境教育・環境学習の担い手としてのボランティアと同様に、大きな役割を期待しているところでございます。前年度から「こどもエコクラブ」とか、3団体ほど減少をいたしました。大人の団体が1団体ふえて、プラスマイナスでマイナス2団体という結果になったものでございます。保育園ですとか、あるいは学童クラブが母体となっている団体が非常に多いことから、これからは区内の「あいキッズ」、こちらのほうを対象に積極的な呼びかけを行ってきたいというふうに考えてございます。既存のエコクラブ団体が継続していくような団体との交流を密に図っていければというふうに考えてございます。

非常に雑駁になってしまいましたけれども、板橋区環境教育推進プランの進捗状況についての私もお説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○大西会長 ありがとうございます。

それでは、今の推進プランの進捗状況について、ご意見、ご質問があったらお願いします。

お二人、手前の委員の方から。竹内委員ですね。

○竹内委員 よろしくお願いたします。

資料2-1の2ページ、環境教育プログラム利用学校数ということで、前年度比ではプラスマイナスゼロなんですけれども、達成率でいうと76.6%ということになっているんですが、これは学校単位で取り組むものなんでしょうか。先ほどの説明の中で、こちらの5ページのほうにも小中学校における環境学習の時間数ということで、時間で把握をしているということの説明がありましたけれども、この時間で把握しているほうが多分、実数に近いんだと思うんです。学校単位だと関心がある教員がいれば、そのクラスでやったら、もう環境教育プログラムをやった学校ですよというふうになるのか、それとも学校自体が全校全クラスでそのプログラムをやりますよということが利用学校数というふうになるのか、その辺の数字の違いがちょっとわかりにくかったので、まずそこをご説明いただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○大西会長 お願いします。

○宮村環境戦略担当課長 まず、プログラムの利用学校数のお話なんですけれども、こちらはいわゆる環境教育プログラムという形で我々のほうでは扱っているんですけれども、中学校とか小学校、あるいは一般向けの環境教育を実施する際に、こういったメニューを実施されると効果的だ

ということを具体的に記載している一個一個のプログラムというのがございます。学校さんに確かに先生がそのプログラムを利用して環境学習、具体的には総合学習の時間に取り組んでいただけているようではありますが、そういった中で利用されたものを学校単位でカウントしているものがございます。どうしても先生のご授業の進め方等もございますので、そういった中での取り組みでカウントとしてはそのカウントの仕方をしているということもございますが、先ほどの時間数も毎年決まった時期に全学校にアンケートを実施してございます。そういう中でご報告いただいたアンケートを集計して、こちらのほうにご報告をさせていただいているものがございます。

○竹内委員 そうすると、やはり関心を持っている教員の方ですとか、そういった経験を実際に実践をされている教員の方が主体的に行わないと、なかなか教育プログラムそのものが実践できないのかなというふうに思うんです。なので、やはり教員の方々だけでなく学校全体としてこのプログラムに取り組むことができるような仕組みを、校長会で説明をしているということですが、もっと課題が何かあるのではないかなというふうに思うので、そこをもう少し踏み込んで、今度、教育支援センターも新しく開設もされますので、そのプログラムの中身も含めて検討していただきたいなというふうに思います。

以上です。

○大西会長 どうもありがとうございました。

五十嵐委員。

○五十嵐委員 4ページ。

○寺西教育委員会事務局次長 教育委員会。

○大西会長 今、終わってから。4ページ、続けてください。

○五十嵐委員 4ページの環境保全キャンペーンなんですけれども、この打ち水キャンペーンのところの要因分析のところ、区民の節水への意識が高かったこととあるんですけれども、打ち水キャンペーンというのは、もともと雨水とかお風呂の残り湯を使ってやるものなので、この節水への意識というのはちょっと理由としては違うと思うんです。もし本当に節水の意識が高くてということを書いて参加しなかったということは、もともと打ち水キャンペーンの意味がわかっていないということになってしまって、ダブルマイナスになっちゃうんじゃないかと思うんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○大西会長 それでは、まず打ち水キャンペーンから。

○井上環境課長 確かにその節水への意識が高かったことという部分を読みますとそのようになるんですが、前のほうから読みますと、湧水による取水制限ということで、要するに取水制限が実施されたので、ふだんはやっているんだけど水を使うのは少しやめましょうというような流れで理解していただきたいと思います。

○五十嵐委員 例えばお風呂は入っているわけなので、お風呂は入りますよね、暑いから。そうすると、その残り湯を使えば、そこにとってある水を使うわけなので、その水を使うということでもっと意識が本当は高まるんじゃないかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○井上環境課長 ご指摘の点を踏まえて、ちょっと表現を変えたいと思います。

○大西会長 表現というよりも、そういうふうに奨励しているのかどうかです。水道の水をひねって打ち水するというのではなくて残り湯でやるんだということも徹底させているのかどうかという話。

○井上環境課長 通常の水道水をそのまま使ってほしいというようなことは求めておりませんので、お風呂のお水とかそういったもので打ち水キャンペーンをお願いしておりますので、そこら辺はこの表現をまず変えるのと、打ち水キャンペーンのパンフレットの中にもそのように書いてあり

ますが、そこら辺がさらに浸透するようにパンフレットのほうも変えていきたいと思ひます。

○大西会長 わかりました。

さっきの補足をお願いします。

○寺西教育委員会事務局次長 教育委員会です。

先ほどご指摘いただきました各学校における環境教育の取り組みの状況でございますが、委員ご指摘の部分もあろうかと思ひますが、あとはこのプログラム自体が19年度にできて、それから順次積み重ねてきているというところで、使っていても以前のもをそのまま使って認識されていないというケースとかもあるのではないかというふう把握をしておりますし、あと実際に環境教育をやった時間をこのものとしてカウントしているかどうかというのが、カリキュラムの文科省の学習指導要領に沿った概念で把握をしているのか、板橋区として環境教育に取り組んだ部分ということであれば、もう少し幅が広いのかなというふう思っておりますので、そのカウントの仕方も含めて、ご指摘の教育支援センターの活用もぜひしていきたいと思っておりますので、数値が改善されるように努めていきたいと思ひます。

○大西会長 ありがとうございます。

なかなか一つの数字だけで全貌をあらわせない。学校数、それから資料の2-2には時間数で表現されています。あと一つの学校が非常に熱心で稼いでいるということもあるので、それぞれ学校ごとの時間数とか、いろいろ多角的に分析して、どこを重点的にやると実質的に促進されるのかということを考えていただきたいというふう思ひます。

ほかにご質問、ご指摘がありましたら。お願いします、しば委員。

○しば委員 資料2-2のところなんですけど、5ページ、ホテル生態環境館学習会ということで、24年度から25年度、大体2倍の人数の学習が実施されているようなんですけども、今回、ホテル生態環境館がなくなるということで、地元の高島平のほうではとても悲しんでおまして、ホテルはいないんだけど、ホテルという名前を残してホテル会というふうにして自分たちが活動をしている——ホテルに関してではないんですけども——そういう方たちもいます。また、子供たちも、ホテル、いなくなっちゃうんだねということでもとても悲しんでおます。そういうことを踏まえて、ホテルの住むまちという今も看板がありますけれども、今まで環境教育をしてきた、学習教育をしてきたことが、同じように学習はしていただけるのかどうか、そこをお聞きしたいんですけど。

○大西会長 いかがですか。

○井上環境課長 ホテル生態環境館についてご質問いただきました。ホテル生態環境館そのものは3月末をもって廃止ということで、今、その準備をしているところですが、ホテル生態環境館が行っていたのと同じような、例えばホテルの特別公開とかそういうものは予定しておりません。今後はエコポリスセンターとか熱帯環境植物館で、ホテルだけでなく広く生物多様性だとかそういう部分の環境教育を推進していきたいと、このように考えております。

○しば委員 今まで区の中でホテルがいたということもぜひ踏まえながら、板橋区にいたんだよということも継承していただきたいと思ひんですが、その辺はどうでしょうか。

○井上環境課長 そこら辺はエコポリスセンターとか熱帯環境植物館と具体的な実際に区民の皆様をお呼びして環境教育の場面があると思ひますので、プログラムの中にどのように入れられるかどうかちょっと相談してみたいと思ひます。

○しば委員 地元の意見を考えながら、ぜひ進めていただきたいと思ひます。

○大西会長 どうもありがとうございます。

ホテル博士がいらっしやいましたよね。あの方はどうなった。

○井上環境課長 1年前に懲戒免職になりまして、現在、3本の裁判を抱えておりまして、実はそちらのほうが明確にならないと、なかなかその後どうするかとか、ちょっとお答えが非常に難しいような状況になっております。

○大西会長 虎の尾を踏んじやったみたいですね、すみませんでした。ちょっと遠ざかっていたので。

○しば委員 今までいた方がどうのということではなくて、板橋区の中に、高島平にホテルがいたということ、ぜひ学習の中でということなんですけれども。

○大西会長 趣旨はよくわかりました。私は非常に有名な方がいたので、つい聞いてしまいまして失礼しました。趣旨としては、ご質問の趣旨を踏まえて何らかの格好で生かすということでお願いいたします。

ほかによろしいでしょうか。ありがとうございます。手島委員。

○手島委員 これはお願いなんですけれども、資料2-1、小中学校における環境学習の時間数にかかわる関連です。平成19年からお始めになったということで、まだ8年なんですけれども、中学3年までですと、今ちょうど21になっていると思うんですけれども、この教育を受けた子供たちが将来的に、これがもっと長く続けられると思うんですけれども、将来的にどうやって自分の生活の中に影響があったかということ、それから自分を囲む家族にどういう影響があったかということ、ぜひご調査いただくと、そのよしあしということの改善点というのが出てくるのではないかというふうに思っております。

○大西会長 いかがでしょうか、フォローアップ。

○寺西教育委員会事務局次長 環境教育の効果ということでございます。これは間違いなく出ていると思いますし、私たちの社会に生きているということが実際に環境の中で生きているんだという認識が広がってきたり、あと具体的な活動で言えば、節電ですとかごみの分別収集ですとか、そういったさまざまなことが私たちの地球環境に影響を及ぼしているという認識が次第次第に広がってきていると思います。そういったものを具体的に把握をするアンケートなどはなかなか難しいところでございますが、何かの機会で開催できるということであれば検討してみたいと思います。

○大西会長 よろしく申し上げます。

○手島委員 私が申し上げたかったのは、この子供たちが社会に出て仕事をしながら家庭を持ったり、いろいろなことをしながら実生活の中でそれがどういうふうに住きたんだろうかということの追跡というものをお願いしたいと思っております。

○大西会長 だから、例えば何かのアンケートで、環境にいいことをやっているとか、分別してごみを出しているとか、節電をしているとか、そのときについてというか、あなたは環境教育を受けたことがあるかということ、それを過去にさかのぼって聞いてみて、受けたことがある人のほうが実行率が高ければ環境教育の効果があるということになると思うので、そういうやり方で調査するというのも一つかなと。なかなか板橋区内で環境教育を受けた人をずっとフォローして、その後どういう人生経路をたどったかというのはなかなか大変なので、むしろある時点でさかのぼって、そういう体験をしたことがある人が相対的に環境に対していい生活をしているのかどうか把握するというやり方もあるかなと、その辺はちょっと研究してもらおうということでいかがでしょう。

○手島委員 その中で結局、ごみの問題、資源の問題、今、実際に行われている施策とどこに矛盾があるのかということ、それぞれの生活のパターンで違ってくると思いますけれども、その中で矛盾点というのも見えてくるような気がしたので、そのように申し上げました。

○大西会長 区でもいろいろアンケートなんかをやる機会があると思うので、ぜひ手島委員のご意見も踏まえて考えを入れていただけたと思います。

それでは、時間の関係もあるので、この点については進捗状況について意見を頂戴したということで、これは今後の施策に生かしていただきたいというふうに思います。

それでは、次が最後であります、資源物の持ち去りに対する罰則規定について報告をしてもらいます。

○浅賀清掃リサイクル課長 それでは、資源物の持ち去りに関する罰則規定につきましてご説明申し上げます。資料は3-1から3-5まで5種類ご用意させていただきました。説明につきましては、資料3-1に沿って行わせていただきます。

皆様も御存じのように、板橋区内では今現在、資源の持ち去りが横行している状況でございます。今までは区の職員、それから資源のリサイクル事業者さん、そちらの協力をもってパトロールを行い、そして抑止に努めてまいりましたが、なかなかこれが実効性が伴わないということで課題を抱えておりました。

今般、どうしてもこれは罰則を設けなくてはならないという事態まで進んでまいりましたので、条例を改正して条例の中に罰則規定を設けたものでございます。

改正の概要につきましては、記載のとおりでございますけれども、まず第一に、条例第34の2、こちらのほうに具体的なものを記述してございます。まず、集積所に出された資源、これについては区及び区長の指定する事業者以外の者は収集または運搬を禁じました。要は持ち去ってはならないという大原則をここで掲げてございます。そして、万が一、その持ち去り行為を行った場合には、その資源物を原状に戻しなさいという規定を設けてございます。そして、不正に持ち去った者に対しては、これらの行為を行わないよう、要は持ち去ってはならないということを警告をいたします。そして、この警告を受けた者がその警告に従わず、まだ持ち去り行為を行った場合には、その次の段階としまして、資源物の収集または運搬を行わない命令をいたします。そして、その命令を受けた者がさらに持ち去り行為を行った場合には、命令に従わない旨、並びに氏名、住所、その他必要な事項を公表いたします。そして、この命令に従わなかった者、最後に罰則という②のところでございますけれども、命令に従わずに資源の持ち去りを行った者に対しては20万円以下の罰金という刑事罰に処す、そういう規定をさせていただきました。そして、さらに常習として、この持ち去り行為を行う者に対しては50万円以下の罰金の処すということで、この件につきましては日本初となる大変厳しい内容の条例改正をさせていただきました。

資料3-2につきましては、どのように条例を改正したかという新旧対照表になってございます。そして、資料3-3、こちらにつきましては条例の全文でございます。これは後ほどご確認いただければと思います。

次に資料3-4、これは実際に今、被害が最も多い古紙でございますけれども、どのぐらいの被害が出ているかを参考にお示しさせていただいております。これは東京都のリサイクル事業協会、こちらのほうが調査しました結果で、東京都内では販売された古紙——要は新聞紙——の約3割が持ち去られているという統計上のデータがございます。これはどのように調べたかといいますと、新聞の発行部数、要は重量がわかります。そして、資源として戻ってきたものの重量を比較しますと、そのうち3割が消えてなくなっている。これが持ち去られたものであろうというふうに推計をされています。そして、こちらをもとにしますと、板橋区で資源を回収したものは残った7割であろうということが推計できます。それで計算しますと、新聞に関しては約500万程度、雑誌については約400万程度の被害が出ているというもので、合計としましては年間で900万円程度、少なくともそのぐらいの被害は出ているであろうというものが、この資料

3-4でございます。

ただし、実態としましては、もっと被害が大きいというふうに私ども、考えてございます。私どもが日々パトロールしておりますけれども、2トントラックに満載して資源を持ち去っております。今、新聞の取引価格、1キロ当たり大体10円程度で推移しています。ということはトラック1台で約2万円程度の売り上げです。これを午前1回満載にして運び去ります。午後1回満載にして運び去ると。要領がよい人は午後2回、要は1日に3回持ち去ると。そうしますと、単純計算でも4万から5万、1台で1日稼いでいるという状況です。このような常習性を持っている持ち去り者を今現在3名以上、私どもは把握しております。ということは、そこから推計するだけで物すごい金額が持ち去られていると。1台当たりで年間1,000万近く持ち去りを行っているという、それが3台ですから3,000万近い被害が区に及ぼされているというふうに考えるのが妥当かなというふうに思っています。

次に資料3-5でございます。これは各区の罰則状況等の一覧でございます。いずれの区も罰則などいろいろ苦慮しているところでございますけれども、罰則規定を設けているのは既に12区ございまして、板橋区は13番目に罰則規定を設けました。いずれの区も罰金につきましては20万円以下の罰金でございましたけれども、今回、板橋区は新しい道をつけたということでございます。そして、これを見ていただくとちょっと感じる場所があるんですけども、12番目にある世田谷区ですけれども、毎年毎年罰金刑が出ています。これ、同じ人間が繰り返している事例があると。20万の罰金を払っても、まだ持ち去るといふようなところが見てとれます。それから足立区、足立区につきましては、これは過料でもって処罰をしているんですが、1回当たりの過料の金額が2,000円です。ごらんいただくと件数が物すごい勢いでふえています。非常に腹立たしいんですけども、この持ち去り者たちは足立区の2,000円の過料のことを入場料と言って、これさえ払えば持っていけるんだろというふうな開き直りまで見えている。そういったことで、やはり罰則を設けて厳しく取り締まらなくてはならないというところで私ども、条例改正をさせていただきます。

新年度より私たちの従前のパトロール、区職員及び事業者の協力によるパトロールに加えまして、毎日運行しております危機管理室の青パトを使って早朝パトロールを毎日行います。この青パトの乗務員には持ち去り者に対する警告を行える権限を与えまして、より厳しく取り締まりをしていきたいというふうに考えてございます。

雑駁ですが、説明は以上でございます。

- 大西会長 ということですが、これについて何かご質問はありますか。どうぞ。
- 吉田委員 持ち去ったものは、区内でどこかへ持ち込んでいるのか、それとも違う県外とか区外へ持ち出して処理しているのか、その辺は調べてあるのかということです。逆に持ち込むところも何とか網をかけるような形にしまえば、お金がもらえないということになればやめるんじゃないかなという気もするんですけども、いかがでしょうか。
- 浅賀清掃リサイクル課長 今のご指摘の部分でございますけれども、私どもも資源の持ち去られたものを買取る業者がいるからいけないということで、関東製紙原料直納商工組合——いわゆる古紙問屋さんの組合——と協力をしまして、新聞の束の中にGPSの発信器を仕込んで、どこに運ばれるのかを全部追跡しました。今までに7回実施しております。そして持ち込まれたところも把握しております。区内かというお話でしたけれども、持ち込まれたのは足立区の業者、それから埼玉県八潮市の業者、この2者が常習的に買い入れを行っておりました。この2者につきましては、製紙原料の組合から除名処分を受けている札付きの業者です。ここで買い取った古紙につきましては、国内で流通させることができないようにルートを遮断されているんですが、

中国方面に輸出をしているという状況です。輸出のほうが国内の流通よりも高く買ってもらえるということもありますので、これらの業者に買い取りをやめるように再三指導しておりますが、全く言うことを聞かない状況でございます。

○吉田委員 理解しました。なかなか対策するのも大変ですね。ありがとうございます。

○大西会長 どうぞ。

○五十嵐委員 一つ確認という意味での質問です。こういうふうに関区で決めて、今まで区民の方も持ち去られたとすごく悔しい思いをして、ますます今回決めたことによって正義感が出て、持ち去っているのを見たときに、それはいけないんだとか声をかけちゃったとき、ちょっと危ない目に今までも担当の方が遭ったりとかしているの、区民の方をそういう目に遭わせないように、どういうふうの説明をなさるのかというのをちょっと伺いたいですけれども。

○大西会長 お願いします。

○浅賀清掃リサイクル課長 今、委員からご指摘がありましたけれども、実際に持ち去り行為を行った者への声かけについてはやめていただくように私たちもこれから力を入れて周知させていただきます。実際に私どもの職員も突き飛ばされたり、それから刃物を出されたりというケースがございました。したがって、危ないですので、区民の皆さんについては、いついつ、何時、どこで、どういう車が持ち去り行為を行っていた、そういった情報を区に寄せていただきたいと思います。それをもとに私ども、集中的にパトロールを行ったり、警察と連携して張り込みをやったりと、そういった対策をさせていただきます。区民の皆様には事あるごとに、声かけだけは絶対危ないのでやめてほしいと、そういったお願いをしていきます。きょう、ご列席の委員の皆様につきましても、もし機会がありましたら、危ないから声かけだけはしないでくれと。情報をとって区に寄せてくれというようなことでお力添えをいただければと思います。よろしく願いいたします。

○大西会長 よろしいでしょうか。これは条例はいつ、もうできたんですか。

○浅賀清掃リサイクル課長 条例につきましては、今回の区議会で可決いただきまして、4月1日施行でございます。

○大西会長 ということであります。どうぞ。

○手島委員 これ、50万以下の罰金ですけども、年間の彼らの売り上げから考えると安過ぎるような気がするんです。やっぱり足立区の2,000円と同じで、年間1,000万ならば50万払うということになりかねないので、ちょっと桁が違うように思うんですけども。もうちょっと高額にすることはできないのでしょうか。

○浅賀清掃リサイクル課長 この条例に罰則を設けるというのは、地方自治法という法律の中で制限がございまして、自治体というのは100万円以下の罰金までは制定できるというルールがございました。私ども、100万円にしようということで所轄の区内3警察署、それから東京地方警察庁、これとさんざん協議をしていたんですが、当初は20万円までしか認めないと。これはなぜかといいますと、他の罰則とのバランスが必要であると。全国的にどここの区だけが厳しい罰則、これは認められないと。そういったことで初め、20万円しか認めないというお話でした。ところが私どもが粘り強く交渉しまして、本来の罰則であります刑法の窃盗罪については罰金が50万円であると、こことバランスをとってくれということでさんざん交渉しましたところ、それならば、いわゆる痴漢行為とかを行う東京都迷惑防止条例、ここで常習性がある場合には罰則を重くするよという規定がありましたので、それと合わせて、じゃ、50万円は認めます、ただし常習性があるということを証明したら50万に引き上げていいですよと、そこまで譲歩していただきました。ここが全国初というところで、日本一厳しい条例でございます。

○大西会長 これは、例えば繰り返しやる場合に、繰り返し罰金を取るということはできるんですか。

○浅賀清掃リサイクル課長 今、会長がおっしゃったとおり、繰り返して命令に違反した場合には、その都度警察と連携しまして起訴に持ち込みたいというふうに思っております。ただ、今回の条例改正は罰金を取ることが目的ではございません。この罰金があるよ、刑罰になるんだよということを周知することで抑止に努めたいというふうに私ども、考えてございます。そういった意味での条例改正でございますので、よろしく願いいたします。

○大西会長 だから、入場料は一回とは限らないということで抑止力を発揮したいということであります。大事な点なので、ぜひ実効あらしめるようにしていただきたいと思えます。

それでは、特にご意見がなければ、以上としたいと思えますがよろしいでしょうか。ありがとうございます。

これもちまして、第42回板橋区資源環境審議会を閉会いたします。

最後に事務局から案内があったらお願いします。

○井上環境課長 それでは、事務局からの連絡でございます。

次回の審議会ですが、7月ごろの開催を予定しております。内容は板橋区環境基本計画（第三次）中間のまとめのパブリックコメントの結果等についてご審議いただく予定ですので、よろしく願いいたします。

大西会長、ありがとうございました。

本日の予定は、これで全て終了いたしました。委員も皆様方、ありがとうございました。

○大西会長 どうも皆さん、ありがとうございました。

午前11時55分閉会